

ジョン・ロールズ—正義の理論

塩野谷 祐一

■ 要約

本論文は、ロールズの正義原理のエッセンスを解説し、それが福祉国家の倫理学的基礎を提供するものであることを明らかにする。さらに、彼の理論の根底にある自尊を通ずる自律を達成するためには、社会保障制度が消極的なセーフティーネットから進んで、能力の開発と卓越の実現を目指す積極的なプログラムを持つべきことが指摘される。そのためには、制度を評価する正義の理論に加えて、人間存在を評価する卓越の理論が必要である。

■ キーワード

功利主義、原初状態、秩序ある社会、道徳的人格、福祉国家

ジョン・ロールズの『正義の理論』(1971年)は規範的倫理学に革命的な影響を及ぼした超一級の書物である。それは社会的正義の理論を体系的に展開したものであって、その内容は、カント的義務論と伝統的な社会契約論の再解釈を通じて、功利主義倫理学の本格的批判を意図したものである¹⁾。

20世紀の前半、学問全般を支配した論理実証主義の下で、倫理学は学問としての存立の基盤を失ったと考えられた。その間、倫理学は道徳判断における概念や命題の意味、および道徳命題の正当化の根拠を問うといった方法論的な問題に自己を限定し、かろうじてメタ倫理学として賜天躋地の活動を続けた。ロールズの書物は倫理学の風景を一変させ、社会問題の規範的研究を爆発的に復活させることに貢献した。彼は道徳哲学の新しいパラダイムの確立に成功したのであって、今日、研究者は彼の立場に賛成するにせよ反対するにせよ、そのパラダイムに言及せざるをえないである。

しかもロールズは正義論の展開と拡充に当たって、単に抽象的な哲学の次元にとどまったのでは

ない。彼の問題設定は、民主主義社会の公共的文化に内在する価値理念を定式化し、そのような社会の基礎構造を支配する原理を構築しようとするものであった。その結果、彼の理論は道徳哲学だけでなく、政治哲学、法哲学、経済哲学などの広範な分野から論争を含む膨大な量の反響を生み出した²⁾。

われわれは以下において、ロールズの正義論の構成方法と中心的な命題を説明し(IおよびII)、その上で、社会保障制度にとっての理論的含蓄を解明する(III)。最後に、社会保障制度が彼の正義論を超えて展開されるべき方向を指摘する(IV)³⁾。

I カント的構成主義のモデル

功利主義は、個々人の効用・厚生・幸福・福祉といった言葉で表される主観的満足の社会的集計値を最大にすることを指図する倫理学である。一見したところ、社会の幸福の最大化を謳う思想はもっともらしく見える。しかし、功利主義において

ては、第一に、効用や幸福の最大化のみが考えられていて、自由や権利や卓越といった価値がそれ自体で意味を持たない点、第二に、効用の集計値のみが考えられていて、個人間の分配の平等や不平等が考慮されていない点、第三に、集計値の一元的評価主体が想定されていて、異なる個々人の立場からの社会選択の過程が無視されている点、第四に、人々の効用を基礎とすることは、所与の状態からの発想であり、不利な環境に適応する諦念や他人に対する嫉妬や悪意を含む判断をもたらす点などは、功利主義に対する批判点として指摘されてきた。ロールズの批判は、これらの功利主義の特徴の根底に、個々人を効用の生産者と見なし、人格としての個人の相違性を無視して、個々人の効用を社会の一元的な欲求の体系に解消するという基本的な観念があることに向けられている。彼の基本的な価値前提は、個々人が相違性を持った人格であり、手段としてのみ扱われるのではない目的としての人格であるという観念である。

ロールズは次のように言う。「各個人は正義に基づき不可侵性を持ち、社会全体の福祉といえどもこれを侵すことはできない。このため、ある人々が自由を失っても、他の人々がそれよりも大きな善を受け取るならば、自由の喪失は正当化されるということを、正義の観念は否定する。少数者に負わされた犠牲よりも、多数者によって享受される利益の合計の方が大きければよいということを、正義の観念は許容しない。したがって、正義の社会では、平等な市民の諸自由が確立されていると見なされ、正義の観念によって保障される権利は、政治的取引や社会的利害計算の対象にはならない」⁴⁾。彼の貢献は、功利主義に対して単なる批判を投げ掛けるのではなく、説明可能な論理的手続を通じて代替的理論を提起したことにある。

ロールズの正義論は、(A) 基礎理論、(B) 道徳理論、(C) 道徳判断の三者の間の整合主義的な構成によって成立する。社会契約論の方法は(A)から

(B)を導出する過程に相当する。(A)はいくつかの基本的な前提を含み、その内容がカント的であることから、この部分は「カント的構成主義」と呼ばれる。そして、導出された道徳理論が、民主主義社会において人々の持っている日常的な道徳判断と整合的であるかどうかを問う方法が、(B)と(C)との間の「内省的均衡」という考え方である。両者の間の関係に応じて、再び(A)自身が修正される。

(A)の基礎理論は、次の三つのモデルからなる。(イ)「自由・平等な道徳的人格」、(ロ)「秩序ある社会」、(ハ)「原初状態」。ロールズによれば、社会は公正な協同のシステムであり、社会がそうであるためには、社会の基礎的制度が正義の原理によって組織されなければならない。そのような正義の原理を見出すことが、ロールズにとっての課題である。議論を始める際には、その原理が何であるかは具体的にはまだ分らないが、かりにある原理が社会に受け入れられ、それに基づいて社会が組織されていたとすると、そのような公正な社会とそこでの人々の姿はどのようなものかを価値前提として設定することができると言えるのである。これが(イ)「自由・平等な道徳的人格」と(ロ)「秩序ある社会」とのペアの関係である。

具体的には、(イ)「自由・平等な道徳的人格」は善の観念(合理性)と正義の感覚(公正性)とを持ち、平等な尊敬と配慮を受ける権利を持つ。すなわち、彼らは一方で、自分の目的、関心、幸福の観念を合理的に追求する能力を持つとともに、他方で、公けに認められ、人々によって共有されている正義の原理を理解し、支持し、それに従って行動することができる。次に、(ロ)「秩序ある社会」は、正義の原理によって基本構造が構築されている社会であり、人々の間の社会的協同の理想的なあり方を体現していると考えられる。「道徳的人格」によって定義されたように、その社会では善の追求と正義の支配との共存、合理性と公正性との共存が特徴である。

このような社会を支配する正義原理を発見するための論理的方法が、仮想的な社会契約である。ロールズの独創的な手法は、「無知のヴェール」によって覆われた「原初状態」における「社会的基本財」の配分をめぐる社会契約である。これが(ハ)「原初状態」のモデルである。「原初状態」とは、人間が社会生活に入る前に、社会の基本的なルールを定めるために、全員一致の社会契約を行う仮想的な場である。そこで社会における個々人の権利・義務の総体を定める正義の原理が合意される。「原初状態」の考え方は、目標の姿としての(イ)と(ロ)が出てくるような条件を(ハ)によって設定するというものであって、いいかえれば、「自由・平等な道徳的人格」の住む「秩序ある社会」にふさわしい正義原理の導出のための条件を、「原初状態」という概念の中に論理的に設定するのである。

(ハ)の「原初状態」に関して、次の三つの点が重要である。第一に、道徳的人格における「合理性」の要素を表すために、「原初状態」では人々が善の追求をすることが許される。第二に、道徳的人格における「公正性」の要素を表すために、「原初状態」では「無知のヴェール」が支配し、人々が現実の社会において占める社会的・経済的地位、自然的資質や能力、知性や体力、選好・目的・関心・幸福のパターン、性・年齢・職業など、自分にかかるわるいっさいの知識が存在しないと想定される。「原初状態」では、人々は利己心に基づいて自分の利益を追求するという意味で、合理的個人であるが、「無知のヴェール」が人々を覆っているために、自分に特有の目的や利益を考慮することができない。その結果、人々は特定の個人の立場を超えて、道徳的観点に立った公正な個人として行動することになる。第三に、契約の対象とするものは「社会的基本財」であり、基本的諸権利と諸自由、移動の自由と職業選択の自由を通じる多様な機会、地位・職務に伴う権能、富と所得、自尊の社会的基礎の五つからなる。これらの財は、個人の具体的な選

好パターンがどのようなものであれ、人々が「自由・平等な道徳的人格」として善と正義の能力を發揮するために必要とされる一般的な財である。

「原初状態」の「無知のヴェール」の下で社会契約に参加する人々と、「秩序ある社会」における道徳的人格とを混同してはならない。道徳的人格は善と正の観念、すなわち「合理性」と「公正性」を持つが、契約参加者は善を追求するだけの合理的個人である。しかし、契約参加者は「無知のヴェール」の下に置かれることによって、その行動に公正性が賦与される。したがって原初状態における社会契約は利己的個人間の合意ではない。それは、道徳的人格が行うのと同じ選択行為を、合理性と公正性という二つの条件の合成によって示したものである。

ロールズによれば、いくつかの選択肢がある中で、社会契約の結果として「正義の二原理」が合意される。「無知のヴェール」によって制約された合理的選択は、私利私欲を働く余地がなく、特定の利害を代弁するものではない。自分が現実の社会において何者になったとしても困らないルールが合意され、不平を言い立てないルールが採択される。公正の条件下で正義原理が決定されるという意味で、このモデルはロールズ自身によって「公正としての正義」と名づけられている。これがロールズの理論のキーワードである。

II 正義の二原理

ロールズの正義の原理は次の二つからなる⁵⁾。
 第一原理 「各人は、平等な基本的諸権利および諸自由の十分に適切な体系に対して平等な請求権を持ち、この体系はすべての人々にとつての同様な体系と両立する。そしてこの体系の中では、平等な政治的諸自由およびその諸自由のみが、その公正な価値を持つことを保障されなければならない。」

第二原理 「社会的および経済的不平等は、次の二つの条件を充たさなければならぬ。第一に、不平等は、公正な機会均等の条件の下で、すべての人々に開かれた地位や職務に結びついたものであること、第二に、不平等は、社会の最も不遇な人々の最大の便益に資するものであること。」

この定式化は、社会が政治的次元と社会的・経済的次元とからなるという見方を前提としており、第一原理は、前者の次元について、政治的自由を含む平等な基本的諸自由を主張し、第二原理は、後者の次元について、社会的・経済的不平等を承認するための条件を規定する。第一原理は、平等な基本的自由の原理と呼ばれ、第二原理は、(a) 公正な機会均等の原理、および(b) 格差原理(difference principle)と呼ばれる。そして第一原理は第二原理に優先し、第二原理の(a)は第二原理の(b)に優先すると主張される。基本的諸自由には次のものが含まれる。思想・良心の自由、集会・結社の自由、投票・政治参加の自由、その他。諸自由のうち、政治的自由については、政治過程に参加する上での平等な機会を保障するために、政治的自由の価値が個々人の間でおおよそ均等でなければならないと規定される。

「公正な機会均等」は「形式的な機会均等」とは異なる。「形式的な機会均等」においては、さまざまな個人間の自然的・社会的条件の違いを与えたものとした上で、人々の社会的・経済的成果は人々の能力と意志に依存するものとし、法的に平等な機会が保障される。それに対して、「公正な機会均等」においては、同じ能力と意志を持つ人々は、所得・資産や学歴や階級的出自といった社会的条件の相違にもかかわらず、確率的に同じような社会的・経済的成果を獲得できる見込みが保障される。

具体的に言えば、自由市場では、私有財産制の下で「形式的な機会均等」が保障され、能力主義

が支配する。その結果生ずる不平等は、確率的な偶然の作用を除けば、第一に、所得・富の初期的分配の違い、第二に、自然的資質の賦与・管理上の違いという二つの要因を強く反映する。それに対し、「公正な機会均等」の原則は、政策的に相続財産の過度の集中を排除し、教育の機会均等を保障することによって、所得・富の初期的分配の違いと、その格差の累積的拡大の影響を除こうとする。これは主として財政政策の課題である。公正な機会均等の原則に基づいてこのような公共政策がとられる根拠は、所得・富の初期的分配の違いは親の活動の成果であって、本人の能力や意志や努力とかかわりのない「社会的偶然」であるということにある。

「公正な機会均等」の原則は、なお自然的能力の賦与・管理上の違いという「自然的偶然」の影響を排除していない。格差原理は、社会的・経済的成果の分配は人々の自然的能力の賦与や管理や維持の上で起こる偶然によって決められるべきではないという考えに立っている。もちろん、本人の素質、才能、意志、能力、健康は、単に与えられるものではなく、本人の後天的な努力に依存して向上するところが大きい。しかし、明らかに本人の意志や活動によらないリスクとハンディキャップを負った人々がいる。ロールズが正義原理の中で「最も不遇な人々」(the least advantaged)という概念を提起したのは、社会におけるこのようなリスクやニーズへの道徳的対応のためである。そしてこの考え方方が社会保障制度の根拠を与える。

ロールズは「社会的基本財」の中に「自尊」(self-respect)の社会的基礎という一見異様な概念を含めている。その意味は、二原理によって構成される社会では、結果的に人々の自尊の感情が平等に達成されるということであり、そのために個人の責めによらないリスクの補償のために社会保障の手段が用意されなければならない。自尊の概念はこのように彼の正義原理を締めくくると同時に、以下

で述べるように、「正義」の社会がさらに「卓越」の社会として展開されるための出発点を与えていた。

正義の二原理が適用されている状態は、次の図1のように示すことができよう。

横軸に人々を最も不遇な地位から最も恵まれた地位にまで並べ、縦軸に五種類の社会的基本財をとり、それらが人々の間でどのように分配されるべきかを示す。最初に政治的自由を含む基本的諸自由が平等に分配され、次に公正な機会が平等に分配される。この二つの条件の下で、社会的地位・権能といった社会的財、および所得・富といった経済的財の不平等な分配が成立するが、さらに第三の条件として、最も不遇な人々の社会的・経済的財が最も大きくなるように再分配が行われる。これが自尊の社会的基礎と呼ばれる基本財であるが、私はこれを社会保障によるセーフティーネットの提供と見なすのが分かり易いと考える。第二原理の(a)と(b)の措置を取ることによって、最も不遇な人々に配られる最低部分の高さは上昇し、社会的・経済的財の個人間分配の傾斜は以前に比べて緩やかになる。個人間には依然として右上りの格差が残るが、平等な基本的自由の原理、公正な機会均等の原理、および格差原

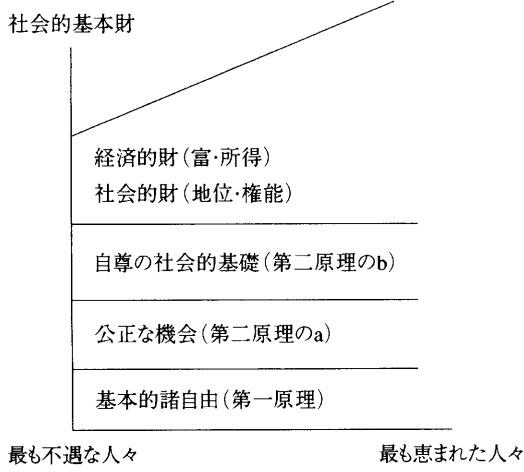


図1 ロールズの正義原理

理が充たされる限り、その格差は正当化される。

ロールズは『正義の理論』(1971年)の刊行後、説明の改訂、強調点の変更、論点の拡充などを行ったが、1985年の「公正としての正義は政治的であって形而上学的ではない」⁶⁾というマニフェスト論文以後、正義論の性格づけを大きく変更し、『政治的リベラリズム』(1993年)においてその再構築を図り、『公正としての正義一再論』(2001年)において最終的な叙述を残した。

変説後のロールズは、正義の二原理を包括的な道徳哲学の理論としてではなく、もっと限定された政治哲学の理論として提起しようとする。もともと彼の正義論は民主主義社会の制度的基礎を説明するものと考えられたが、民主主義社会は、包括的な宗教的・哲学的・道徳的理論の対立的共存によって特徴づけられており、特定の包括的道徳理論が異なる包括的世界観を持つすべての人々によって受け入れられる保証はない。そこで彼は民主主義における「公正な多元主義」を明示的に前提とし、みずからの仕事は政治哲学の領域における「政治的リベラリズム」の主張であり、みずからの正義論は価値多元性と両立する「正義の政治的観念」であると宣言したのである。

しかし、ロールズがこのように正義論の性格づけを変更しようとしたにもかかわらず、「道徳的人格」「秩序ある社会」「原初状態」というモデルの内容には変わりはないし、正義の二原理そのものにも変わりはない⁷⁾。

III 福祉国家の理論

ロールズは社会保障制度のために正義論を開いたのではない。彼自身は、民主主義の根底にある政治的リベラリズムを定式化したと考えている。しかし、上で触れたように、彼の正義の二原理は、政治的・経済的・社会的の三つの次元を網羅しており、けっして政治制度のみを対象としたも

のではない。それはむしろ「資本主義・民主主義・社会保障」の三層の制度からなる福祉国家を対象としたものである。この三つの制度は、T. H. マーシャルが言うように、18世紀における市民的権利、19世紀における政治的権利、20世紀における社会的権利の発展の累積的結果である。第一原理は政治的自由を規定し、第二原理は公正な機会均等とセーフティー・ネットを規定したものであり、最後に格差原理によって承認される経済的・社会的格差は、民主主義と社会保障とによって制約された資本主義の帰結である。このような視野の下で、正義原理の制度的含蓄をいくつかのテーマに絞って論ずることにしよう。

(1) 保険システムとしての社会保障

「最も不遇な人々」への配慮は、社会保障制度の核心である。社会には病気、障害、貧困、失業、幼児、老齢、要介護など、生活の困窮をもたらしたり、他人に依存せざるをえないさまざまなりスクやニーズがあり、これらが個人の責任を超えた社会的および自然的な恣意の力によって生み出される場合、正義原理は、「保険」という社会的な仕組みによってこれらのリスクに対処することを主張する。なぜなら、「無知のヴェール」の下では、人々は自分が実際に不遇な地位に置かれることを予想しなければならず、リスクに対する防衛として保険の掛け金を拠出することに同意するからである。

実際にリスクに直面し、不遇な状態に置かれる人々はこの協同の仕組みによって救済され、そのような人々でさえこの社会が生きるに値するものとして、自尊を保持することができる。逆に、幸運にもリスクから免れた人々は、安心と安全のサービスを享受すると同時に、その仕組みの運営のための財源を提供することになる。結果として、有利な地位の人々から不遇な地位の人々への所得移転がなされるが、前者が一方的に負担し、後者が一方的に給付を受けるということではない。保険契

約のルールにしたがって、全員が負担し、全員が便益を受けるのである。負担をしているだけのように見える人々の有利な立場は、恵まれない人々に対して提供されることになった拠出金と交換に得られたものであると解釈される。

社会契約主義に基づくロールズの正義原理は本質的に「保険」の理論である。そして「保険」としての社会保障制度は、一方的な「慈善」でも「強制」でもなく、「互恵」という意味での社会連帯に基づくことが明らかになる。その際、社会保障制度への掛け金が保険料か税金かの区別は本質的な問題ではない。

(2) 財産所有制民主主義

正義の二原理の構造と経済・政治・社会の構造との対応関係が示すように、ロールズの正義論の真価は、形式的市民権および公正な機会均等から区別される格差原理を要請したことにある。上述のように、それは社会保障制度を導く。ところが、ロールズは、自分の理論はいわゆる「福祉国家的資本主義」(welfare-state capitalism)を支持するものではなく、むしろジェームズ・ミードのいう「財産所有制民主主義」(property-owning democracy)に適合すると述べている⁸⁾。このことの問題点を明らかにしなければならない。

ミードもロールズも、「福祉国家的資本主義」とは、資本主義における物的および人的資本の不平等分配を所与として、それがもたらす所得の不平等を緩和するために、国家が事後的に再分配的な課税と移転を行う体制であると考える。それに対して、「財産所有制民主主義」とは、国家が事前に資産の分配の不平等を軽減し、人的資本への投資機会をより平等にすることによって、市場が生み出す不平等を小さくするというものである。具体的には、相続税制、教育制度、貯蓄制度、政党公費制度などである。この体制では、人々の稼得能力と私有財産とが広くかなり平等に分配される。ところが、

「福祉国家的資本主義」におけるように、人的および物的資本の分配が不平等に行われ、相続を通じて継承されていく場合には、格差原理を具体化する社会保障は適切な基礎前提の上に立っているとはいえない。

「福祉国家的資本主義」が以上のようなものであるならば、ロールズの理論がそれと一致しないことは明らかである。「財産所有制民主主義」という用語は必ずしも分かり易くはないが、それが意味する体制の要点は、社会主義ではないという意味で、私有財産を基礎とする資本主義を前提しながら、財産所有を民主主義によって統御するというものである。われわれは「資本主義・民主主義・社会保障」という三層の制度全体を「福祉国家」と呼び、この三層に対応して「平等な基本的自由・公正な機会均等・格差原理」というロールズの正義原理を理解しているから、正義原理の制度的対応物を「福祉国家」と見なすことは許されるであろう。

問題は、格差原理の前提となる「平等な基本的諸自由」と「公正な機会均等」という二つの理念的要請に基づいて、物的および人的資本の不平等分配を十分に軽減するように、さまざまな公共政策を動員しなければならないということである。単にリスクに直面した不遇な人々を社会保障によって救うことだけが福祉国家の機能ではなく、社会保障が資本主義および民主主義と連携して初めて、福祉国家の積極的な機能が果たされるのである。

(3) 社会的共同資産としての能力

公正な機会均等のための諸政策は、形式的な機会均等の下で起こる「社会的偶然」および「自然的偶然」の影響のすべてを排除することはできない。物的財産の不平等は相続税制や所得税制によって軽減されるが、人的資本の不平等分配は、機会均等の教育制度によって才能の開発・向上を図る形で対処されるにとどまる。そこで格差原理はさらに進んで、「自然的偶然」が個々人に対してもた

らす不均等を保険の仕組みを通じて調整しようとする。たしかに社会保障はストックではなくフローのレベルにおいて「自然的偶然」の影響に対処することになるが、格差原理に基づく社会保障は、人的資本ストックの不平等分配を抑制するという「財産所有制民主主義」の機能を果たすのである。

格差原理の考えによれば、自然的才能に恵まれた人々が有利な経済的および社会的地位に就きるのは、不遇な地位の人々の状態を改善する限りにおいてである。したがって、格差原理が充たされる状態は、全体のパイが減らない条件の下で、「最も不遇な人々」の地位が最も高められている状態である。これは、社会保障制度の下で、いわゆる社会的弱者の救済のために、結果的に事故を免れた人々からの所得移転が生ずることを意味している。

ロールズはこの事態の解釈として、自然的才能の分布は偶然であって、道徳的に容認しうる与件ではなく、自然的才能の配分が社会的管理の対象にならなければならないと考える。これが才能のプーリングなしし才能の社会的共同資産という考え方である。この考え方には、社会的偶然要因の場合にせよ自然的偶然要因の場合にせよ、一部の人々にプラスをもたらす要因を規制し抑制しようとするのが狙いではない。社会保障は「最も不遇な人々」ないし「社会的弱者」が遭遇しているリスクに対する「保険」としてのセーフティー・ネットであつて、プラスの偶然要因に恵まれないばかりか、マイナスの偶然要因に襲われている人々の救済が主題である。リスクのプーリングとしての保険機構の当然の帰結として、事故の発生した不運な人々に対して、事故の発生しなかった幸運な人々から掛け金の移転が起こる。才能のプーリングと言えば刺激的であるが、それは人的資本を社会化したり、才能ある人々にペナルティーを課すことではなく、「無知のヴェール」を前提とした確率的リスクのプーリングの半面を表すにすぎない。公正な社会

における社会保障制度は、公正な社会的協同への参画を前提として、確率的リスクのブーリングすなわち保険の仕組みとして合意されるのである。

IV 正義の社会から卓越の社会へ

社会保障制度はセーフティーネットであるといわれる。しかし、この表現は多分に、社会保障はリスクに対する消極的、事後的、ミニマムな対応であるかのような印象を与える。ロールズの正義論も、「最も不遇な人々」の救済という局面のみに着目するならば、そのような解釈を導きかねない。しかし、彼の議論の出発点となっている「道徳的人格」の概念を改めて反省するならば、いっそう動態的・積極的な社会保障のあり方が得られるであろう。それは人間の能力を開発し、優れた活動を生み出すようなポジティブな社会保障である。そしてこのような制度のあり方を説明する倫理学は、正義の理論ではなく、卓越の理論である⁹⁾。

卓越すなわち「徳」の倫理学は、人間の存在を評価対象とする。それは人間の行為を対象とする「善」の倫理学、および社会の制度を対象とする「正」の倫理学と並ぶ第三の体系である。徳の倫理学は卓越主義として定式化される。これによれば、「良き生」は人間本性を構成するさまざまな特性を発展させ、さまざまな成果を高い水準において達成することである。成果の達成はさまざまな社会活動の領域において求められ、具体的には、経済、政治、学問、芸術、技術、文化、道徳などである。これらの領域には、それぞれ異なる客観的基準があって、活動の成果はそれに従って評価されるが、卓越の最も顕著な形態は「イノベーション」(革新)を生み出すことである。革新は評価基準そのものの創造的破壊である。

ロールズが基礎的な価値前提として設定した「道徳的人格」は、善の観念(合理性)と正義の感覚(公正性)とを持ち、平等な尊敬と配慮を受け

る権利を持つ「自律」の主体である。またロールズにおいて、道徳的人格への能力を実現させ向上させる「基本財」の中で、最も重視されるのが「自尊」である。「自律」と「自尊」との関係こそが、卓越主義を基礎づけるのである。カント的な道徳的人格を前提とする場合、自律は人間が理性的存在であり、かつ道徳立法の主体であること、すなわち合理性と公正性とを充たすことを意味する。こうした自律の観念の下では、自己決定への権利は義務を伴う。その義務とは、陶冶を通じて人格と能力を高めること、すなわち卓越を達成することである。

徳の理論としての卓越主義は、学問・芸術・文化の領域におけるエリート主義と同じものではない。それはあらゆる人々の自己実現の義務の行使を意味する普遍主義的なものである。卓越は公共財的性質を持つ。卓越の実現によって、自分の努力が他の人々によても評価され、他の人々自身の善と見なされることが、自尊を生むのである。自尊が最重要的基本財であるのは、それがなければ、社会の中で人生を送る意欲、すなわち生き甲斐が失われるからである。卓越はあらゆる人々の生き甲斐と結びついている。このような倫理学の立場をリベラルな卓越主義と呼ぶ。

正と善の観念を持つ道徳的人格は、単に自尊への権利を持つだけで自尊や生き甲斐を達成できるのではなく、みずからの努力によって自己実現を図るという義務を伴わなければならない。卓越への努力は義務である。以上のことから、自律は卓越を生むことによって初めて自尊を確保する。自律と自尊は卓越を通じて連結し、道徳的人格を実現する。このように考えることによって、ロールズの正義の理論は卓越の理論を導き、「リスクへの対応」としての消極的な社会保障にとどまらず、「自己実現の機会」を創造する積極的な社会保障への道を開くのである。この段階において初めて、社会保障制度は国民がみずから守るべき公正な協同

の仕組みとして意識されるであろう。そのような制度的仕組みの下で、ロールズの「正義の社会」は「卓越の社会」に高められるであろう。

注

- 1) ロールズの著作は次のとおりである。John Rawls, *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1971; Revised ed., 1999. (以下ではこの初版を *TJ* と略記。) *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press, 1993. (以下では *PL* と略記。) *The Law of Peoples*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1999. *Lectures on the History of Moral Philosophy*, edited by Barbara Herman, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2000. *Justice as Fairness: A Restatement*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2001. (以下では *JAF* と略記。) 彼の主要な論文を収録したものは、次の書物である。*Collected Papers*, edited by Samuel Freeman, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1999.
- 2) ロールズの正義論をめぐる文献は膨大であるが、体系的なアンソロジーとして次を参照。Henry S. Richardson and Paul J. Weithman (eds), *The Philosophy of Rawls: A*

Collection of Essays, 5 vols, New York: Garland, 1999.

- 3) ロールズの正義論についての日本語研究書としては、塩野谷祐一『価値理念の構造—効用対権利』東洋経済新報社, 1984年, 渡辺幹雄『ロールズ正義論の行方』増補新装版, 春秋社, 2000年を参照。またロールズの正義論による社会保障制度の基礎づけについては、塩野谷祐一『経済と倫理—福祉国家の哲学』東京大学出版会, 2002年, 第6章を参照。
- 4) Rawls, *TJ*, pp. 3–4.
- 5) Rawls, *PL*, pp. 5–6. 二原理の表現は『正義の理論』の初版、改訂版、『政治的リベラリズム』、『公正としての正義—再論』で少しずつ異なっている。
- 6) Rawls, "Justice as Fairness: Political not Metaphysical," *Philosophy and Public Affairs*, Summer 1985.
- 7) ロールズの変説をめぐる問題については、塩野谷祐一『経済と倫理—福祉国家の哲学』第2章第4節を参照。
- 8) Rawls, "Préface de l'édition française," *Théorie de la Justice*, Paris: Éditions du Seuil, 1987. (川本隆史・米谷園江訳「『正義論』フランス語版序文」『みすず』1993年4月). *JAF*, pp. 135–8.
- 9) 卓越の倫理学については、塩野谷祐一『経済と倫理—福祉国家の哲学』第3章第6節を参照。

(しおのや・ゆういち 一橋大学名誉教授)